



Tax Watch Update

Issue No. 4

2013 年 4 月

法人所得税	2
付加価値税	3
外国人契約者税	4

要約

- ▶ 法人税の計算・申告にあたり、借地に付随する資産の譲渡は個別に計算しなければならない。
- ▶ ハイテク工業団地への投資プロジェクトはハイテク工業団地以外で活動する期間は税務優遇措置を受けることは出来ない。

法人所得税（法人税）

借地に付随する資産の譲渡

税務総局の 2013 年 03 月 19 日付け Official Letter (OL) 889/TCT-DNL により、納税者は法人税の申告及び納税にあたり、借地に付随する資産の譲渡所得は、借地と別に計算しなければなりません。事業体は該当所得/損益をその他営業活動の所得/損益と相殺してはいけません。

法人税の優遇措置

税務総局は 2013 年 03 月 25 日付け OL966/TCT-CS にて、「ハイテク工業団地への投資プロジェクトはハイテク工業団地以外で活動する場合、税務上の優遇措置を受けることは出来ないと確認しました。これは、ハイテク工業団地のインフラがまだ整備されていないことによるものです。従って、事業体はハイテク工業団地にて経営活動を開始してから優遇措置を受けることができます。

要約

- ▶ 事業体は本社の管轄省以外において実施される建設・組立に対するVATを本社で申告して納税した場合、納税した当該VATを建設・組立の実施地方の税務当局にて修正申告納税する必要はない。しかし、今後は規則通り税金を申告納税しない場合は行政処罰の対象になる。
- ▶ 国内下請業者が外国請負業者に提供するサービスはVAT上の輸出サービスではないので、VAT税率0%が適用されない。
- ▶ 納税者は税務当局にインボイス発行の通達をする以前に、インボイス発行した場合は処罰される。インボイスを受ける側は仮払 VAT を控除することができない。
- ▶ 国際輸送事業者は国内企業にサービスを提供した時に、付加価値税インボイスあるいは輸出インボイスを使用可能。

付加価値税 (VAT)

本社の管轄省以外において実施される建設・組立の活動に対する VAT

2013 年 03 月 22 付け税務総局の OL 929/TCT-KK 及び 2013 年 04 月 02 日付け OL1068/TCT-CS により、事業体は本社の管轄省以外において実施している建設・組立に対する VAT を本社ですでに申告納税した場合、建設・組立を実施している地方の税務当局に当該 VAT を修正申告納税する必要はありません。但し、今後、事業体は該当建設・組立に対する VAT は実施地方の税務当局に申告・納税しなければなりません。さらに、規則通り税金を申告納税しない場合は行政処罰の対象になります。

VAT 税率 0%

2013 年 03 月 25 日付け税務総局の OL 948/TCT-CS により、国内下請業者が外国請負業者に提供するサービスは輸出サービスとしての条件を満たさないので、VAT 税率 10% が適用されます。

違法インボイス

2013 年 03 月 25 日付け税務総局 OL948/TCT-CS により、税務当局にインボイス発行を通知する以前に発行されたインボイスは以下通り処理されます。

- ▶ 当該インボイスは違法なものと見なされ、納税者は違法インボイス使用の行為で処罰されます。
- ▶ 上記の違法インボイスを使用する事業体はその違法インボイスの仮払 VAT を控除することができません。

国際輸送活動に対するインボイス使用

2013 年 03 月 05 日付け税務当局の OL697/TCT-CS により、国際輸送事業者は国内企業と取引がある場合、その取引のインボイスは付加価値税インボイスあるいは輸出インボイスを使用することができます。

外国契約者税 (FCT)

要約

- ▶ 法律に基づき、輸出入スポット取引は外国契約者税が課税される。

輸出入スポット取引販売に対する外国契約者税

2013年03月25日付け税務総局のOL 939/TCT-KKにより、輸出入スポット取引は外国契約者税が課税されます。ベトナム側は当該外国契約者税を控除または納付しない場合、法律に基づき違反処罰されます。

お問い合わせ先

このニュースレターと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及びアドバイザリー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu huong.vu@vn.ey.com	パートナー
Thanh Trung Nguyen thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	ディレクター
Trang Pham trang.pham@vn.ey.com	ディレクター
The Gia Tran the.gia.tran@vn.ey.com	ディレクター
佐藤 行洋 Yukihiro.Sato@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー
Kyung Hoon Han Kyung.hoon.han@vn.ey.com	韓国系企業担当マネージャー
ホーチミン事務所	
Christopher Butler christopher.butler@vn.ey.com	パートナー
Nhung Tran Thi Tuyet nhung.tran@vn.ey.com	パートナー
Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com	パートナー
Sarah Jubb sarah.jubb@vn.ey.com	エグゼクティブ・ディレクター
Thinh Xuan Than thinh.xuan.than@vn.ey.com	ディレクター
Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com	ディレクター
小野瀬 貴久 Takahisa.onose@vn.ey.com	日系企業担当インドシナ統括ディレクター

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している16万7,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000317

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。